

広島県告示第千二百二十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

|               |            |                     |
|---------------|------------|---------------------|
| 指定介護予防サービス事業者 | 名 称        | 社会福祉法人<br>備後の里      |
| 介護予防サービス事業所   | 主たる事務所の所在地 | 福山市駅家町万能<br>倉九六番地の一 |
| 介護予防サービス事業所   | 名 称        | ショートステイ<br>まなぐら     |
| 介護予防サービス事業所   | 所 在 地      | 福山市駅家町万能<br>倉八四〇―一  |
| 指定年月日         |            | 平成一九年九<br>月一日       |